

福島市木造住宅耐震改修等助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「福島市耐震改修促進計画」に基づき、木造住宅の耐震化を促進するため、予算の範囲内において補助金を交付することについて、福島市補助金等の交付等に関する規則（平成14年規則第20号。以下「規則」という。）及びその他関連通知に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会（以下「防災協会」という。）発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲載されている「一般診断法」又は「精密診断法」により、地震に対する安全性を診断することをいう。
- 二 耐震基準 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章に規定する基準、又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条第3項第1号に基づき国土交通大臣が定める基準（平成18年国土交通省告示第185号「地震に対する安全上耐震関係規定に準じるものとして国土交通大臣が定める基準」）をいう。
- 三 上部構造評点 建築物の各階、各方向について、第一号又は第二号に定める方法等により算出した、保有耐力を必要耐力で除した値のうち、最小のものをいう。
- 四 耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的とし、耐震基準に適合した以下の工事をいう。
 - (ア) 一般耐震改修工事
耐震改修工事のうち、上部構造評点が1.0未満の住宅を1.0以上にする工事をいう。
 - (イ) 簡易耐震改修工事
耐震改修工事のうち、上部構造評点が0.7未満の住宅を0.7以上1.0未満にする工事をいう。
 - (ウ) 部分耐震改修工事
耐震改修工事のうち、上部構造評点が0.7未満の住宅について、主たる居室に特化して福島県知事が別に定める技術基準に適合させる工事をいう。
- 五 現地建替工事 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の住宅を解体し、同一敷地内（同一敷地内であると認められる場合を含む）に耐震基準を満たす住宅を新築することをいう。
- 六 避難路沿道 福島市耐震改修促進計画に位置付けられた避難路の沿道をいう。
- 七 利子補給 独立行政法人住宅金融支援機構による高齢者向け耐震改修融資への利子補給制度をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、福島市内に存する木造住宅で、次の要件を満たすものとする。

- 一 所有者が自ら居住する若しくは住宅を取得し、取得者自らが居住する予定の専用又は併用住宅（住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のもの）であること。
- 二 工事の着手が昭和56年5月31日以前であるもの。
- 三 地上階数が3以下のもの。
- 四 在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法によって建築されたもの。
- 五 建築基準法（昭和25年法律第201号）第9条第1項又は第10項の規定による命令の対象になら

ないもの。

- 六 耐震診断をした結果、耐震基準を満たしていないもの。
- 七 避難路沿道に存するもの（現地建替工事に限る）。
- 八 省エネ基準に適合すること（現地建替工事に限る）。

（補助の対象者）

第4条 この補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を満たす者とする。

- 一 補助対象住宅の所有者等（法人を除く）であること（当該対象住宅が共有に係るものである場合には、当該共有者のうちから選任された代表者1人）。
- 二 市税を滞納していないこと。
- 三 他の同様の補助を受けていないこと。

（補助対象工事等）

第5条 補助対象工事は、補助対象住宅に対する耐震改修工事及び現地建替工事（以下「耐震化工事」という。）とする。

- 2 前項に定める耐震化工事は、建築士法第23条の規定に基づく登録を受けた建築士事務所に所属する建築士による設計及び工事監理によるものとする。
- 3 第1項に定める耐震化工事は、福島市内に本店又は支店等を置く施工者による工事によるものとする。

（補助対象経費）

第6条 補助の対象となる経費は、次に掲げる当該各号のとおりとする。

- 一 耐震改修工事にあつては、補強設計等並びに耐震改修工事に要する費用（耐震改修工事に直接関係のない内外装工事等を除く）。
- 二 現地建替工事にあつては、補強設計等並びに耐震改修工事に要する費用相当額。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象経費の5分の4以内（1,000円未満切捨て）とし、次に掲げる工事の区分に従い、当該各号に定める額を限度とする。

- 一 一般耐震改修工事 1,150,000円
- 二 簡易耐震改修工事 690,000円
- 三 部分耐震改修工事 690,000円
- 四 現地建替工事 1,150,000円

- 2 利子補給を利用する場合の補助金の額は、前項各号に定める額の2分の1を限度とする。

（交付の申請）

第8条 補強設計を含まない耐震改修工事にかかる規則第4条第1項の規定による交付の申請は、福島市木造住宅耐震改修等助成事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる関係書類を添えて市長に提出して行うものとする。

- 一 補助対象住宅の登記事項証明書（原本）
- 二 市税の完納証明書（原本）
- 三 木造住宅耐震診断書及び結果報告書の写し
- 四 案内図、配置図、平面図（現況及び改修後）、基礎伏図
- 五 補強計画図、その他の補強方法を示す図書（計算書等含む）

- 六 耐震補強後の耐震診断の総合評価（建築士の記名のあるものに限る）
 - 七 工事費見積書（耐震改修工事費とその他の経費が判るもの）
 - 八 売買契約書等の写し（取得予定の場合）
 - 九 取得後速やかに住むことを示した誓約書等（取得予定の場合）
 - 十 その他、市長が必要と認める書類
- 2 現地建替工事にかかる規則第4条第1項の規定による交付の申請は、福島市木造住宅耐震改修等助成事業補助金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる関係書類を添えて市長に提出して行うものとする。
- 一 補助対象住宅の登記簿謄本（原本）
 - 二 市税の完納証明書（原本）
 - 三 木造住宅耐震診断書又は結果報告書の写し
 - 四 工事費見積書（現地建替工事費とその他の経費が判るもの）
 - 五 設計費見積書（設計費を対象に含めた場合）
 - 六 案内図
 - 七 現況写真（外観写真2方向以上）
 - 八 売買契約書等の写し（取得予定の場合）
 - 九 取得後速やかに住むことを示した誓約書等（取得予定の場合）
 - 十 その他、市長が必要と認める書類
- 3 補強設計を含む耐震改修工事にかかる規則第4条第1項の規定による交付の申請は、福島市木造住宅耐震改修等助成事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる関係書類を添えて市長に提出して行うものとする。
- 一 補助対象住宅の登記事項証明書（原本）
 - 二 市税の完納証明書（原本）
 - 三 木造住宅耐震診断書及び結果報告書の写し
 - 四 案内図、配置図、平面図（現況）、基礎伏図
 - 五 工事費見積書（耐震改修工事費概算額が判るもの）
 - 六 設計費見積書
 - 七 売買契約書等の写し（取得予定の場合）
 - 八 取得後速やかに住むことを示した誓約書等（取得予定の場合）
 - 九 その他、市長が必要と認める書類
- 4 利子補給を利用する場合は、交付の申請に併せて、【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書発行申請書（様式第13号）を市に提出するものとする。
- 5 市は前項の申請があった場合は、申請に係わる書類を審査のうえ、適当と認めるときは、【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書（様式第14号、様式第15号）を交付するものとする。

（交付の決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、申請に係わる書類を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、福島市木造住宅耐震改修等助成事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（工事の着手）

第10条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、速やかに当該通知を受けた事業（以下「補助事業」という。）に着手するものとする。

- 2 前項の補助事業（現地建替工事に限る）に着手したときは、速やかに市長に福島市木造住宅耐震改修等助成事業現地建替工事着手届（様式第4号）に次に掲げる関係書類を添えて提出するものとする。
 - 一 建替工事にかかる契約書の写し
 - 二 新築する住宅の建築基準法第6条または第6条の2の規定に基づく建築確認済証（以下「確認済証」という。）の写し
 - 三 新築する住宅の配置図、平面図、立面図
 - 四 省エネ基準に適合することを確認できる書類
- 3 第8条第3項の申請による補助事業者は、補強設計が完了したときは、速やかに市長に次に掲げる関係書類を提出すること。
 - 一 配置図、平面図（改修後）、基礎伏図
 - 二 補強計画図、その他の補強方法を示す図書（計算書等含む）
 - 三 耐震補強後の耐震診断の総合評価（建築士の記名のあるものに限る）
 - 四 工事費見積書（耐震改修工事費とその他の経費が判るもの）

（工事の中間確認）

- 第11条** 規則第12条の規定による事業の遂行の報告は、福島市木造住宅耐震改修等助成事業中間確認報告書（様式第5号）により、補助事業における主な耐震補強箇所を目視できる時期又は構造体力上主要な軸組若しくは耐力壁を施工終了した時期に次に掲げる関係書類を添えて市長に報告しなければならない。
- 一 施工写真（着工から中間確認まで）
 - 二 工事請負契約書の写し（耐震改修工事に限る）
 - 三 確認済証の写し（建築確認申請が必要な場合）（耐震改修工事に限る）
 - 四 建築基準法に基づく中間検査の検査済証（現地建替工事かつ中間検査対象建築物に限る）
- 2 前項の規定による報告があった場合は、住宅政策課に属する検査員（以下「検査員」という。）に補助事業が適切に行われているかどうか、速やかに検査させるものとする。
 - 3 検査員は、前項の検査を終了したときは、速やかに補助事業等中間確認検査復命書（様式第6号）により復命するものとする。
 - 4 市長は、第2項に規定する検査により、補助事業が適切に行われていないと認める場合には、補助事業者に対し、補助事業を適切に行うべきことを指示することができる。この場合において、補助事業者が当該指示に従わない場合には、その者に対し補助事業の一時停止を命ずることができる。

（計画の変更等）

- 第12条** 規則第6条第1項第1号の承認（軽微な変更（当初工事の目的を変更しない範囲のもので補助金の額に変更を生じない変更）を除く）を受けようとするときは、福島市木造住宅耐震改修等助成事業補助金変更承認申請書（様式第7号）に次に掲げる関係書類を添えて市長に提出するものとする。
- 一 変更する内容を表した図書等
 - 二 変更後の耐震診断の総合評価書（耐震改修工事に限る）
 - 三 変更工事見積書
- 2 補助事業者が死亡した場合は、その相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により補助事業者の承継すべき相続人を選定したときは、その者。）が承継することができる。

この場合においては、福島市木造住宅耐震改修等助成事業補助金変更承認申請書(様式第7号)に次に掲げる関係書類を添えて市長に提出するものとする。

- 一 補助事業者との続柄が確認できる書類(戸籍謄本等)の写し
 - 二 補助事業者の住民票除票又は死亡が確認できる証明書の写し
 - 三 相続人の市税の完納証明書(原本)
 - 四 相続人の住民票(原本)
 - 五 その他市長が必要と認める書類
- 3 市長は、前2項の申請があった場合は、その内容について適当と認めるときは、福島市木造住宅耐震改修等助成事業補助金変更承認通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(工事完了報告)

- 第13条** 規則第14条の規定による実績報告は、福島市木造住宅耐震改修等助成事業工事完了報告書(様式第9号)に次に掲げる関係書類を添えて市長に提出するものとする。
- 一 工事費請求書又は領収書の写し(施工者の発行したものに限り)
 - 二 工事写真(中間検査以降の施工中及び工事完了後の写真)
 - 三 工事監理報告書の写し
 - 四 検査済証の写し(建築確認申請が必要な場合)
 - 五 建替前後の状況が確認できる写真(現地建替工事に限り)
- 2 前項の実績報告の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

- 第14条** 前条第1項の規定による報告があった場合は、検査員に当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査(以下「完了報告検査」という。)をさせるものとする。
- 2 検査員は、前項の完了報告検査を終了したときは、速やかに補助事業等完了報告検査復命書(様式第10号)により復命するものとする。
- 3 完了報告検査により、補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、福島市木造耐震改修等事業交付金確定通知書(様式第11号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

- 第15条** 補助事業者は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内に福島市木造住宅耐震改修等助成事業補助金請求書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第16条** 規則第20条第1項ただし書きに規定する市長が定める期間は、10年とする。

(委任)

- 第17条** この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月3日から施行する。